

宮古島市景観事前調整チェックシート及び添付図書と明示すべき事項一覧

記入者名	氏名：
行為の場所	宮古島市
ゾーン名	<input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 農地・集落景観ゾーン <input type="checkbox"/> 海岸地域景観ゾーン <input type="checkbox"/> 拠点景観・幹線軸景観ゾーン
行為の種類	建築物： <input type="checkbox"/> 新築・ <input type="checkbox"/> 増築・ <input type="checkbox"/> 改築・ <input type="checkbox"/> 外観の変更
	工作物： <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増築・ <input type="checkbox"/> 改築・ <input type="checkbox"/> 外観の変更
	その他： <input type="checkbox"/> 開発行為・ <input type="checkbox"/> その他土地の形質の変更・ <input type="checkbox"/> 土砂等の堆積

- ・下記の必要図書の有無を確認し、チェック欄に✓印を記入して下さい。
- ・縮尺は、A3又はA4に納まる程度で、明示すべき事項が判別可能な縮尺として下さい。(規模が大きい場合はご相談下さい。)
- ・景観法第18条第1項に基づき届出から30日以上経過しないと着手できない事となっています。事前協議にご協力願います。
- ・行為の種類が「その他」のみの場合、必須図書は「★」のみになります。

必須図書の種類	明示すべき事項	チェック
★ 景観計画区域内行為届出書	様式はHPよりダウンロード	
★ 委任状	任意様式	
★ 付近見取図	1)方位 2)道路 3)目標となる地物 4)行為の位置	
★ 配置図 (縮尺1/200程度)	1)縮尺 2)方位 3)寸法 4)敷地の境界線 5)敷地内における届出に係る建築物等の位置 6)届出に係る建築物等他の建築物等との別 7)建築物等の各部分の高さ 8)擁壁 9)敷地の接する道路の位置及び幅員 10)敷地及び道路の高低差 11)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 12)垣、柵、塀、張り芝等の位置 13)外構施設の位置及び材料 14)現況写真の撮影位置及び撮影方向 15)緑地の割合などの表示	
各階平面図 (縮尺1/100程度)	1)縮尺 2)方位 3)寸法 4)開口部の位置	
2面以上の立面図 (縮尺1/100程度)	1)縮尺 2)寸法 3)開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4)壁面の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示) 5)屋根の仕上げ材料	
2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	1)縮尺 2)寸法 3)開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4)道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
★ カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
眺望点、航路の図	届出に係る建築物等から見える眺望点、航路を記載 ※農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾーンのみ	
位置、景観上の工夫等を説明した図	1)稜線や海岸線を連続しないような配置の方法 ※農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾーンのみ 2)規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法 ※規定の高さを超える場合のみ	
★ その他	緑化面積がわかる求積図 (開発行為の場合:行為後の土地利用計画及び緑化計画図)	
★ 縦横断面図 (縮尺1/500程度)	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図 ※行為の種類が「その他」の場合のみ	

◆宮古島市景観計画ガイドライン基準

(景観形成に配慮した項目のチェック欄に✓印及び内容を記入して下さい。)

項目	景観形成基準	頁	チェック	配慮事項等を記載して下さい。
位置	まち並に圧迫感を与えないよう、道路境界から離れた配置とする。	22		
	「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」、及び「船の航路」から見て、稜線や海岸線を連続して分断しないような配置とする。	23～ 26		
	文化財の区域から周辺を見た場合圧迫感を与えないような配置とする。	27		
高さ	●農地・集落景観ゾーン 高さを12m以下とする。	28		
	●海岸地域景観ゾーン 高さを7m以下とする。	28		
	●「マクラム通り」、「国道390号の一部」 壁面の位置を1m以上後退させ、高さを15m以下とする。	22,35		
形態・色彩・意匠・色	深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候風土に合った形態、意匠、素材とする。また、環境に配慮した建築形態、意匠とする。	36		
	周辺と調和のとれた色彩とする。(推奨値の範囲内)	37～ 39		
緑化・垣・柵・塀	敷地内、壁面、ベランダまたは屋上の緑化を行う。	43		
	ブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。	42		
	屋外駐車場については、車路以外緑化を行う。	44		
	緑化目安10%以上〔市街地景観ゾーン(港から広がる中心商業・業務地景観)、拠点景観と幹線軸景観ゾーン〕	43		
開発行為等	周辺の景観と調和するよう、地形を生かした造成とする。	50		
	現況の樹木を生かして緑化する。	51		